

## 市民限定宿泊割引(第4弾)などを実施します

市は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により甚大な損害を受けている市内の宿泊施設を支援するとともに、市民の自粛疲れを癒やし、市内の魅力を再発見してもらうことを目的に、市民限定宿泊割引の第4弾を実施します。

また、愛郷ぐんまプロジェクト第3弾を利用して市内の登録施設に宿泊した人に、市内の取扱店舗で利用可能な「洪川市ふるさと感謝券」を配布します。

詳しくは、**■観光課(☎228773)**または**洪川伊香保温泉観光協会(☎73151)**へ。

### 割引プランの利用方法

- 各宿泊施設が、市民を対象としたプランを設定する  
※宿泊施設とプランの一覧は、11月1日(月)から洪川伊香保温泉観光協会ホームページ(<https://www.ikaho-kankou.com/>)で公開します
- 市民は、宿泊施設に「市民限定宿泊割引プラン」を利用したい旨を告げ、電話または宿のホームページから予約する
- 利用者はチェックインの際に市民であることを証明できるものを提示する(全員分)
- 利用者は、割引額を差し引いた金額を宿泊施設に支払う

### 市民限定宿泊割引プランの内容

**期間** 11月1日(月)～令和4年2月28日(月)の利用分  
**対象** 市内在住者(先着500人)  
**割引額**(1人につき) 税込6600円以上のプランで3000円割引  
※「愛郷ぐんまプロジェクト」や「GOTOトラベル」との併用が可能です。これらと併用した場合は、割引額が変わる場合があります。詳しくは、市ホームページを確認してください  
**予約開始日** 11月1日(月)  
**ホームページID** 7647

### 市内宿泊の県民にクーポン券を配布



**内容** 県が行う「愛郷ぐんまプロジェクト」を利用して、1人1泊税込7000円以上(入湯税除く)の料金で宿泊した人に、2000円分の「洪川市ふるさと感謝券」を配布します  
※1施設につき1人当たり3泊分まで  
※感謝券は宿泊費には利用できません  
**配布方法** チェックイン時に各施設のフロントで配布します  
**券の有効期限** チェックアウトの日まで  
**その他** この事業は、国のGOTOトラベルが再開された時点で中止となります

## 旧北橋温泉ばんどうの湯が12月1日に新しくオープンします

令和3年7月に民間譲渡した「旧北橋温泉ばんどうの湯」の今後の運営予定について、次のとおりお知らせします。

なお、掲載した内容は、今後変更になる場合があります。

**施設名称** komorebi テラスばんどうのゆ  
**オープン日** 12月1日(水)  
**営業時間** 午前10時～午後9時

**利用料金** ▽大人⇨660円から ▽小人⇨330円から

**運営会社** (有)玉樹(伊香保町伊香保)

**その他** ①市民限定オープン特別料金(12月29日(水)まで) ▽大人⇨500円 ▽小人⇨250円

②状況に応じて利用人数を制限することがあります

詳しくは、**■観光課(☎228773)**へ。

## 「ぐんまワクワクチン手帳」の運用を開始しました

「ぐんまワクワクチン手帳」は、新型コロナウイルススワクチンの接種を受けた本人の接種の事実をスマートフォンなどに表示するもので、紙の接種済証と同じ表示内容です。紙の接種済証と異なり、紛失の恐れが少ないため、持ち運んだり掲示するのに便利です。

利用を希望する人は、**県LINE公式アカウント**「群馬県デジタル窓口の登録はこちらから」

馬県デジタル窓口で登録手続きをしてください。  
詳しくは、県デジタルトランスフォーメーション課(☎027(897)2991)または新型コロナウイルススワクチン接種対策室(☎健康増進課内(☎1321)へ。



群馬県デジタル窓口の登録はこちらから

## 11・12月は市税の「特別滞納整理期間」です

市税は、私たちが安心して健康に暮らすための大切な財源です。税負担の公平性を保ち、税収入を確保するため、11月と12月を「特別滞納整理期間」として徴収の強化に取り組みます。納期限の過ぎた市税がある場合は速やかに納めましょう。

詳しくは、**本納税課(☎23690)**へ。

### 滞納がある人へ 連絡します

特別滞納整理期間中に、電話や文書で滞納している市税についてお知らせします。速やかに納付をお願いします。

※納税は納期限までの納付が原則です

### 市税を滞納すると

〈延滞金が増加されます〉

期限内に納税している人の公平性を保つため、税金を滞納すると延滞金が増算される場合があります。

〈滞納処分の対象となります〉

連絡や相談のないまま滞納が続く場合は、地方税法に基づき財産(不動産・預貯金・給与・動産など)を調査し、差し押さえを行います。差し押さえ後も納税されない場合は、差し押さえられた不動

産などを随時公売し、その売却代金を滞納した税金に充てる手続きを行います。



差し押さえることがあり  
ます自動車として財産と押さえることがあり

〈一部の行政サービスが受けられなくなります〉

●申請を受け付けないもの  
▽競争入札参加資格の審査  
▽小規模工事等希望者の登録など

●助成が受けられないもの

▽不妊治療費助成  
▽人間ドック検診費助成  
▽住宅用スマートエネルギー機器設置補助金など

〈国民健康保険税などを滞納すると〉

国民健康保険税・後期高齢

者医療保険料を滞納すると、保険証の有効期間が短くなったり、医療費を一時的に全額負担しなければならなくなります。

また、介護保険料を滞納すると、介護サービス利用料の自己負担割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などが受けられなくなり、保険料を2年以上さかのぼって納めることはできませんので、注意してください。

### 滞納は放置せず 納付相談をしましょう

火災や盗難、病気、失業などにより期限内の納付が困難な場合は、納付の相談にに応じています。まずは納税課に相談してください。

納付や納付相談を受け付けるため、夜間窓口を開設しています。また、納付忘れない口座振替もできますので、利用してください。

### ●夜間窓口

開設日時 毎週火曜日(祝日)の場合は翌日)午後7時まで

### ●口座振替

申請場所 納税課、各行政センターまたは市内金融機関

## 第2期市空家等対策計画を策定 計画案への意見を公募します

人口減少や家族構成の変化により、放置される空家など(空き家とその敷地)が増加し、全国的な問題となっています。本市においても、所有者や管理者が放置した空家などは、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、安全で安心なまちづくりを進めるに当たって喫緊の課題となっています。

このような課題に対し、市は、平成28年に渋川市空家等対策計画を策定し、計画的、総合的な施策を推進しています。この計画の期間が、令和3年度で終了することから、現在、令和4年度から9年度までの6年間の期間とする「第2期渋川市空家等対策計画」の策定を進めています。



今回、第2期計画の案に対して、市民の皆さんからの意見を公募します。

計画案の閲覧意見募集期間  
11月8日(月)〜12月7日(火)午前8時30分〜午後5時15分  
(閉庁日を除く)

閲覧場所 政策創造課、本庁舎市民ホール前、第二庁舎2階入口、各行政センター  
※市ホームページにも掲載しています

意見の提出方法 所定の様式(閲覧場所および市ホームページ)にありますが、意見と必要事項を記入して、郵送(〒377-8501・石原80)、ファクス(☎6541)、Eメール(kkyaa@city.shibukawa.gunma.jp)または持参で政策創造課へ

結果の公表 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方を「広報しぶかわ」および市ホームページに掲載します

※意見以外の情報は公表しません。また、意見に対する個別の回答はしません

ホームページID 8933  
詳しくは、**本政策創造課(☎22401)**へ。